

主な内容

- ・Opinion「震災前よりも魅力的な山田町とコミュニティの中核を目指して」
新生やまだ商店街協同組合 理事長 昆 尚人
- ・地区別懇談会を県内8地区（9会場）で開催
- ・市町村ネットワーク会議開催
- ・東北北海道ブロック「事務局長会議」「代表者会議」「会長会議」開催
- ・中小企業需要創生法案が成立、施行（8月10日付）
～改正官公需法、改正地域資源活用促進法、改正中小基盤機構法の概要～
- ・いわて中小企業人材確保・定着支援事業の取組み（7月分）
～いわて就職マッチング2016 他開催～
- ・平成27年度岩手県事業復興型雇用創出型助成金の申請受付中
～従来の「雇入費」枠に加えて、今年度「移転費」枠を創設～
- ・青年中央会/組合士会 通常総会開催
- ・いわて食料産業クラスター協議会総会開催
- ・6次産業化制度普及セミナーと沿岸地区相談会（宮古、釜石・大船渡）開催
- ・復興庁のハンズオン支援事業に本県4団体採択
～被災企業の商品開発や販路開拓を支援～
- ・会員情報
- ・情報連絡員レポート（平成27年5月）
- ・中央会からのお知らせ

「震災前より魅力的な山田町と
コミュニティの中核をめざして」

新生やまだ商店街協同組合

理事長 昆 尚人



東日本大震災から4年が過ぎ、ようやく商店街が着工に向け動き始めました。我々商店街は3度目の挑戦でやっとグループ補助金の採択を平成25年1月に受け、1日でも早く町の活気を取り戻し、震災前よりも魅力的な町にするため、「今自分たちにできること」を常に考え努力して参りました。国道沿いにあった我々事業主の多くは津波と火災により殆どが全壊してしまいました。仮設商店街で再開できたのは震災から約半年程かかり、商売も厳しいものがありました。しかし、コミュニティの中核となるべく国道沿いに店を再建し利便性の向上、地域産業と連携した活動を展開して参りました。

まずは、コミュニティの創出を目指した「いちび」の復活で我々商店街だけでなく地域を巻き込んだイベントの実施を行い、老若男女問わず多くの来場者で賑わいを取り戻す事が出来ました。

そして「震災語り部ガイド事業」を始動し多くの来町者へ当時のことや防災意識の伝承を商店主自ら伝え、昨年は約1400人もの受け入れを行いました。町とも協力し語り部だけでなく、観光とも絡めた街歩きガイドにも挑戦し始めています。

どんどん人口が減少する中、我々の役目は商売だけでなく、いかに街へ人を呼び込む事が出来るかが鍵となっています。我々の再建は勿論のこと、先の将来を見据え魅力的な街にする為には町全体が一体となり地域活性化に取り組んで行かなければなりません。

「いちび」はその象徴であり、地元高校生の子供向けイベントの実施、年配の方が書道教室を無料で開催する等、回を重ねるにつれ沢山の輪が広がっています。地元障害者施設のバスは無料で仮設住宅送迎バスを運行し、地元農産物を販売したり、復興支援県からの出店等地域以外との連携も進んでいます。

今後も町の元気を支える商店街として地域と共に生きる商店街を目指して参ります。



地区別懇談会を県内8地区・9会場で開催

組合代表者と本会との地区別懇談会は、7月8日（水）～29日（水）までの間、県内主要8地区9会場にて開催された。

懇談では、東日本大震災から4年が経過するも、多くの被災事業者が、震災前の業績回復に至っておらず、県内全域で人手不足、人口流出、原価上昇、消費増税の影響等の課題に直面しており、懇談を通じこれらの問題共有と解決の方策を探るとともに、解決に資するため、国・県に対する中小企業政策・施策要望に関する検討を重ねた。

懇談会において協議された主な政策要望事項は次の通り。

○復興支援関係

(1) 復興財源確保と予算措置

→早期復興の推進のため、被災地の復興支援ニーズに柔軟かつ迅速な対応

(2) 復興工事予定価格（発注額）の引き上げ

→実勢価格に見合った積算単価の迅速な変更等による発注額の引き上げ

(3) グループ補助金の継続等

→認定グループ等が共同で取り組む新商品開発・販路開拓事業等に対する補助事業の創設

(4) 被災地の外国人技能実習生の受入拡大

→外国人技能実習制度における受入人数枠や年数の拡大等について、構造改革特別区域制度の柔軟な運用

○地方創生関係

(1) 「小規模企業振興基本法」による中小企業組合等の支援強化

→地方創生に資する中小企業組合の位置付けの明確化と、支援機関である中小企業団体中央会等に対する施策の拡充・強化及び予算措置

(2) 「ものづくり・商業・サービス革新支援事業」の継続

→急激に生産年齢人口が減少し、労働力不足が顕著になる中、中小企業・小規模事業者が革新的な技術・サービス等のイノベーションを通じ生産性の向上・競争力強化を図るため継続要望

(3) 地域中小企業の人材確保・育成に対する支援

→地方中小企業・小規模事業者の人材確保が困難になっていることから、地域産業を担う人材の確保・育成への支援拡充・強化

(4) 中小商業の活性化支援の継続・拡充

→平成27年度予算における「地域商業自立促進事業」「中心市街地再興戦略事業費補助金」の措置に加え、「地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）」の再予算措置と次年度以降の継続した支援

○中小企業税制関連

(1) 法人実効税率引き下げに伴う税収確保について

→税収確保のために、政府税制調査会では、来年度以降も「継続案件」として中小企業関係税制の見直し（縮減・廃止等）を検討予定しているが、中小企業の経営基盤に多大なる悪影響をもたらすことから将来にわたり見直し等は断固反対である。

(2) 復興特別区域法に基づく税制優遇措置の延長

→被災地の街づくりが、今後本格化することに鑑み、東日本大震災復興特区法に基づく設備投資減税等の税制優遇措置の延長を望む。

(3) 多重課税の排除

→印紙税、揮発油税、酒税などは、商品等の取引きに対して課税される消費税との多重課税であり、速やかなる廃止を望む。



【盛岡地区（商業）懇談会】



【久慈地区懇談会】



【気仙地区懇談会】



【県南地区懇談会】



平成 27 年度市町村ネットワーク会議 開催

7月30日（木）盛岡市マリオスにて「平成27年度市町村ネットワーク会議」を開催した。

岩手県、盛岡広域振興局及び20市町村から31名が参加。同会議は、本会役員と市町村商工担当者及び県・広域振興局が会し各機関との連携強化により、各市町村における中小企業を取り巻く状況や、本年度の中小企業関連重点事業に関する情報交換を行い、中小企業組合を通じた県内中小企業者の発展・地域経済の活性化に資することを目的として開催。はじめに、岩手県商工観光労働部経営支援課の高村主任主査より「平成27年度県の経営支援施策について」、続いて、同部雇用対策・労働室の高橋特命参事兼雇用対策課長より「平成27年度県の就業支援施策について」講演をいただいた。本会からは、平成27年度の事業実施状況及び実施予定事業の説明を行い、各市町村の中小企業組合、中小企業者等連携組織支援に対する利用を奨励した。

その後の懇談では、各市町村の中小企業・小規模事業者の経営環境と支援策とともに、本年は地方創生及び昨今の人材確保の厳しさから、各市町村の人材確保、UIターン関連の取組みについて情報交換を行った。

多くの市町村から課題としてあげられたのが、若年層等の人材確保・人手不足への対応。求職者の声としては「地元へ戻りたい気持ちはあるものの、具体的なキャリアプランが描けない。」などがあり、会社側としては「求職者に対する自社の風土や強み等のPR方法がわからない。」などがあった。両者の意識のミスマッチが都市部への若手労働者層の流失を生み出す要因となっている。また沿岸市町村などでは慢性的に居住用空き物件が少なく、住環境整備の課題があげられた。各市町村では、人材確保対策として地方創生交付金等の利用を図りながら様々な事業を実施・検討している。

その他人材関連以外の取組みとして、ほとんどの市町村ではプレミアム商品券を発行し、即時完売となっている。起業セミナー、イノベーションスクールの開催、地元企業等のホールディング化等の独自支援を展開している。

本会では、各市町村の取組み、発言等を参考に本会事業により支援を展開していく。

(人材確保関連の主な内容)

- 釜石市…市内企業の人材確保のため大手人材会社の協力を得て就業定着支援事業を実施。5社が参加し、12名（新卒採用10名、中途採用2名。（Iターン6名、Jターン6名））の新規雇用を支援。また、県へ雇用促進住宅の活用を働きかけ35戸の入居が決定。市独自の人材確保支援の取組みが大きな成果を上げている。
- 久慈市…新卒者を対象に勤続3年経過時点で本人に報奨金10万円の贈呈や、市長との懇談の場を設けるなどを検討中。
- 滝沢市…岩手県立大イノベーションセンター入居企業と連携してのUIJターン支援事業を検討中。
- 北上市…若者向け就職相談会開催。ノウハウを豊富に有しているシニア層再就職支援事業を平成27年度から実施。
- 一関市…岩大生向け市内企業バスツアー実施。空き家バンク他。
- 花巻市…UIJターン就職支援、住宅購入支援、子育て支援等他実施。UIJターン奨励金を支給（要件により、事業主支給：UIJターン一人当たり50万円、本人25万円等）



主催者挨拶を行う本会千葉専務理事



各市町村担当者からの発言と懇談



東北・北海道中央会の会長会議等を本県で開催

本会では、8月3日（月）から4日（火）の2日間に亘り、盛岡グランドホテルを会場に「東北・北海道ブロック中央会 会長会議」等を開催した。

この会議は、東北・北海道の中央会が持ち回りで開催を担当し、中小企業振興に関する要望案の検討や各道県の活動状況報告、情報交流等を目的に開催するもので、全国中央会及び各道県中央会から会長ら計28名が出席。本会では今年度幹事県として諸会議の企画進行を担当、谷村会長ほか事務局職員が出席した。

初日午前ブロック事務局長会議を皮切りに、続く事務局代表者会議には全国中央会から高橋専務理事が出席、またその後のブロック会長会議には、先の全国中央会総会で新たに全中会長に選任された大村功作氏（兼東京都中央会会長）が議事に同席、ブロック各道県の会長、副会長及び専務理事、事務局長も一堂し、中小企業団体全国大会へ提出するブロック要望案をはじめとする諸議案について審議した。

会議終了後、盛夏の最中開催の盛岡さんさ踊りを栈敷席で間近に観覧、続く懇親会では商工中金盛岡支店の長野支店長を来賓に迎え、さらに本会松田副会長、平野副会長、小山田副会長らも同席。さんさの興奮冷めやらぬ中、長野支店長の乾杯とともに猛暑に耐えた喉を県産冷酒が潤し、時の経過とともに闊達な交流は深みを増して、盛会のうちに初日の日程を終えた。

翌日は、被災地の復興や事業復旧の実例を学ぶ沿岸復興ツアーと親睦ゴルフコンペの両アトラクションを企画、参加者は早朝より各方面に移動を開始した。

沿岸復興ツアーに参加の8名は陸前高田の一本松等を見学後、鷗の玉子で有名な大船渡のさいとう製菓（株）の工場を視察、その後、本会副会長でもある齊藤俊明氏が「震災による復興」をテーマに講演、参加者は激甚被害とその克服の様を実見し、未曾有の危機にも屈しない経営者の力強い気概を感じつつ、大いに資質を高めそれぞれの帰路についた。

また親睦ゴルフコンペでは、前日に負けない酷暑にも関わらず、参加者は八幡平カントリークラブの美しくも険しいコースを満喫し、ナイスショットを連打しつつ、和やかなうちに全日程を終了した。



会の冒頭挨拶する谷村会長（右）。左は全国中央会大村会長



会長会議全景



齊藤副会長による講演の様子



菓子の製造工程を視察する各県参加者



中小企業需要創生法が成立、施行

1. 法律の目的

創業10年未満の新規中小企業者への配慮を規定して創業間もない中小企業者の官公需への受注を促進すると共に、地域産業資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓により地域の需要創生を実現することを目的とした「中小企業需要創生法」が7月7日に成立し、8月10日施行された。

なお、「中小企業需要創生法」は、具体的には下記3つの法律の一部改正となっている。

- ①「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)
- ②「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(平成19年法律第39号)
- ③独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成14年法律第147号)

2. 法律の概要

3法の概要は以下の通り。

(1)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)

①新規中小企業者(創業10年未満の中小企業者)への配慮(第2、3条)

契約の実績が無く、受注機会が限られている、創業10年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、官公需において、国等の契約の相手方として活用されるよう配慮する旨を法定。

②国等の契約方針(基本方針)の策定(第4条)

新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るため、新規中小企業者等からの契約目標の設定や受注機会増大のための措置等を盛り込んだ「国の基本方針」を毎年度策定。

③各省各庁等(公庫・独立行政法人等を含む。)の契約方針の策定(第5条)

各省各庁等が、それぞれの実態に応じて、国の基本方針に即した新規中小企業者等との「契約の方針」を毎年度策定。

④契約実績の概要の公表(第6条)

経済産業大臣は、各省各庁等が新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を公表する。

⑤独立行政法人中小基盤整備機構による協力業務(第9条)

独立行政法人中小基盤整備機構は、各省各庁等の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報提供その他必要な協力の業務を行う。

(2)「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(平成19年法律第39号)

①市区町村の積極的な関与

市区町村が「ふるさと名物応援宣言」するなど積極的な関与により、地域ぐるみの取組を促進。

【第4条、第15条、第16条、第18条】

②小売・ネット業者等との連携

消費者ニーズを把握している小売・ネット事業者等が協力者として販路開拓等に協力。【第6条】

一般社団・一般財団・NPO法人が商品開発や販路開拓・情報発信等を支援。【第8条】

③体験型観光への支援追加

農業体験や産業観光等を支援対象事業に追加し、体験型観光で地域への人の呼び込みを促進。【第2条】

(3)独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成14年法律第147号)以下、中小機構法)

①市区町村への協力

中小企業の事業活動を支援する市区町村に対して高度化融資や情報提供など必要な協力を行う。

【第15条第1項第10号】

②官公需に係る情報を集約・提供

中小企業基盤整備機構は、各省各庁等の依頼に応じて中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報提供その他必要な協力の業務を行う。【第15条第1項第19号】



第2回いわて就職マッチング2016を開催

「第2回いわて就職マッチング2016」を7月10日にアイーナにて開催した。「いわてに就職しよう」をテーマに「いわてキラリ企業合同就職説明会2016」「子育て世代再就職応援・個別相談会」「第1回いわてキラリ企業就職センター試験」をそれぞれ開催。参加企業数は、42社、参加者数は、学生、一般を含め、160名（学生154名、一般6名）であった。

近年の就職環境が好転していることから、他の合同就職説明会等では、軒並み前回比4～5割ほど学生や一般求職者等の参加者が減少する状況が続いており、本会でも前回5月開催（学生189名）に比べ約2割程度、参加学生数が減少した。

本年度より、経団連を中心に倫理憲章が見直され、3月1日就職活動解禁、8月1日選考活動解禁というスケジュールで、大手企業等は解禁日から積極的に採用活動を展開する中、選考開始前に大企業を中心に実質的な内定が出ており、「オワハラ」といわれる就職活動を終了するように企業が学生等に対してプレッシャーをかけることが、社会問題化してきている。

人口減少問題に起因する地方創生への重点施策のシフトもこの状況に拍車をかけ、バブル期を超える人材確保競争の様相を呈しており、本会では、この状況を冷静に分析しつつ、地域の中小企業に必要な人材確保対策等について支援していく。



○合同就職説明会 804会場



○就職センター試験の様子

第1回若手社員向けコミュニケーション強化研修を開催

7月24日（金）、アイーナにて、県内中小企業の若手従業員の人材育成を通じて、戦力化と定着化を図ることを目的に、キャリアトーク代表 志伯 暁子 氏を講師に、第1回若手社員向けコミュニケーション強化研修会を開催した。第1回目は、「理解する！コミュニケーションポイント～行動につながる表現力と説得力～」をテーマに開催。企業の若手社員のコミュニケーション能力の向上に対するニーズが非常に高いこともあり、定員30名を大幅に超える44社から70名の参加があった。なお、第2回、第3回は、実践編研修を実施する。



○たくさんの若手社員の方に参加いただきました。



○講師の志伯 暁子先生



1. 平成 27 年度版「事業復興型雇用創出助成金（雇入費）」のご案内

岩手県内の被災三地域（沿岸 12 市町村）に所在する事業所が失業者を雇用した場合、1 人当たり 3 年間で最大 225 万円を助成します

国の平成 27 年度予算で、本助成金の基金が 122 億円積み増しされ、事業実施期間が 1 年延長されました。（平成 26 年度末まで→平成 27 年度末まで）従って、平成 27 年度までに事業開始した場合、事業実施期間が平成 30 年度末までに延長されました。）なお、事業実施期間の延長に伴う国の制度改正により、「移転費」が創設されたほか、助成金の対象となる助成対象事業所や助成対象労働者など、助成金の要件が変更されています。特に平成 27 年度の募集では、助成対象事業所が、被災三地域（沿岸 12 市町村）に所在する事業所に限定されていますのでご留意下さい。本助成金の概要は以下の通りです。

助成金の対象事業所（1・2 号事業のどちらかを実施し、（1）（2）のいずれにも該当する事業所

- 【1 号事業】事業復興型雇用創出助成金対象事業の国や自治体の補助金・融資事業（中小企業等グループ補助金など）を実施し助成対象労働者を雇用した事業所（※対象事業名は岩手県 HP の「別表」に一覧で掲載。国の事業 29、自治体の事業 92 事業）
 - 【2 号事業】事業復興型雇用創出助成金対象外事業の国や自治体の補助金・融資事業（小規模事業者経営改善貸付など）を実施し助成対象労働者を雇用した事業所
 - 申請を個別に審査し決定します。
- (1) 岩手県内の被災三地域（沿岸12市町村）に所在する事業所
 (2) 平成26年度までに助成金支給を受けていない事業所
- ・ 平成26年度から助成金支給を受けた事業所は、最初の支給対象者の雇入から 1 年以内に雇入れた労働者に限り、申請を行うことができます。この場合、事業所の上限額は2,000万円となります。
 - ・ 平成27年度に申請する事業所についても、申請時の最初の対象者の雇入れから 1 年以内に雇入れた労働者に限り、申請を行うことができます。

助成対象労働者

平成26年 4 月 1 日以降に雇用された、次のいずれにも該当する労働者です。

1 県内被災三地域に所在する助成対象事業所に雇用された被災三県求職者※

- ・ 被災三地域で就業する労働者が対象
- ・ 再雇用者は、新規雇用者 1 名につき 4 名まで申請可能（助成対象労働者の 8 割の人数まで）
- ・ 新規学卒者も対象（平成 23 年 3 月 11 日に本人又は扶養者が岩手県、宮城県、福島県に居住していた場合に限る。）
- ・ 補助金、融資事業等の支援決定以後に雇用された労働者（平成 26 年 6 月 30 日までの雇用者は、決定日前の雇用者も該当になります。）

2 「期間の定めのない雇用」又は「1 年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者

3 雇用保険の一般被保険者に該当する労働者（週 20 時間以上）

- ※ 平成 23 年 3 月 11 日において岩手県、宮城県、福島県で勤務又は居住していた求職者
 補充申請を行う場合の助成対象労働者については、上記によらず、新被災求職者となります。ただし、平成 27 年度に新規認定を受けた助成対象労働者の補充申請を行う場合は、被災三県求職者となります。

助成金支給額（対象者 1 人当たり）

※最大 3 年間（36 月）を認定し、助成対象労働者が在職している期間について支給します。

助成対象労働者	総支給額	1 年目	2 年目	3 年目
フルタイム労働者	225 万円	140 万円	50 万円	35 万円
短時間労働者	110 万円	45 万円	35 万円	30 万円

※ 1 平成 26 年 7 月 1 日以降の雇用者については、申請が雇入れ日から 2 か月経過した場合は、助成金の額が減額されます。（ただし、平成 26 年 9 月 18 日から平成 27 年 8 月 31 日までに雇入れた方については、減額対象となりません。（補充申請を除きます。）平成 27 年 9 月 1 日以降に雇入れた方の申請が平成 27 年 11 月 2 日以降になった場合、助成金の額が減額されます。）

※ 2 別表の補助金・融資事業を実施する事業所以外の事業所の再雇用者は 8 割の額

※ 3 1 事業所当たりの上限額は 2,000 万円です。



※本助成金（雇入費）は、昨年度と比較して、様式や制度上の変更がありますので、詳しくは次の岩手県ホームページを確認の上、申請して下さい。 <http://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/oshirase/004388.html>

【申請受付期間】 平成 27 年 9 月 1 日（火）から平成 27 年 11 月 27 日（金）まで

※11 月 27 日の消印有効です。（持参分は、受付時間内（午後 4 時 30 分）までに到着した分まで受け付けます。）但し、予算の上限に達した場合、期限前に受け付けを終了します。

2. 「事業復興型雇用創出助成金（移転費）」（創設）のご案内

岩手県内の被災三地域(沿岸 12 市町村)に所在する事業所が、県外から失業者を雇用するために移転に関する費用を負担した場合、1人当たり 30 万円を上限とする移転費を助成します。

助成金の対象事業所（1・2号事業のどちらかを実施している事業所

- 【1号事業】事業復興型雇用創出助成金対象事業の国や自治体の補助金・融資事業（中小企業等グループ補助金など）を実施し助成対象労働者を雇用した事業所（※対象事業名は岩手県 HP の「別表」に一覧で掲載。国の事業「29 事業」、自治体の事業「92 事業」。）
- 【2号事業】事業復興型雇用創出助成金対象外事業の国や自治体の補助金・融資事業（小規模事業者経営改善貸付など）を実施し助成対象労働者を雇用した事業所
 - 申請を個別に審査し決定します。

助成対象者

- 1 「岩手県外居住」の求職者で、岩手県内の被災三地域（沿岸12市町村）に所在する助成対象事業所へ就職する目的で、「岩手県内に住所又は居所を移転」した求職者
(※) 洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市が岩手県内の被災三地域に該当します。
- 2 雇用期間が2ヶ月を超えている場合に限る。
- 3 申請日に在職している雇用者。
- 4 雇用保険の一般被保険者（週20時間以上）
- 5 「期間に定めのない雇用契約」又は「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者
※再雇用者も対象となります。
(いずれも平成 27 年 4 月 1 日以降に雇用・移転された方に限り、被災求職者・非被災求職者を問いません。)

助成金支給額

○対象者 1 人当たり、次の額が支給されます。（1 事業所につき 300 万円が上限）

事業主が負担した額	10 万円未満	10 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
助 成 額	実費相当額	実費相当額（算定額）に 1 万円未満の端数を切捨てた額	30 万円

○支給額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移転した場合の額となります。
(提出書類等で県が審査し、決定します。)

【申請受付期間】 平成 27 年 8 月 3 日（月）から平成 28 年 1 月 29 日（金）まで

※1 月 29 日の消印有効です。（持参分は、受付時間内（午後 4 時 30 分）までに到着した分まで受け付けます。）但し、予算の上限に達した場合、期限前に受け付けを終了します。

【本助成金（雇入費・移転費）のお問合せ・申請書の送付先】

岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

TEL 019-601-5263 FAX 0120-079-200（受付時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:30）

【県担当部署】岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室（TEL：019-629-5588）



青年中央会 平成 27 年度通常総会開催

7月17日(金)、盛岡市の盛岡地域交流センター マリオスを会場として、岩手県中小企業青年中央会第38回通常総会を開催した。会員青年部から29名が出席。来賓として、岩手県商工労働観光部経営支援課総括課長 高橋毅様をはじめ、多数の方々にご臨席いただき、代表して高橋総括課長様及び株式会社商工組合中央金庫盛岡支店長 長野孝昭様から、青年経営者へ向けて激励のメッセージをいただいた。



会員青年部多数の出席を得た通常総会

総会では、任期満了に伴う役員改選を含む全4議案について審議がされ、全議案とも満場一致により可決承認された。今年度は、青年部活動の活性化や機能強化に向けた研究会開催などに対する支援や若手経営者間の連携交流の場を提供するフォーラムの開催、関係団体との連携強化に取り組んでいく計画である。

総会終了後は、青年部講習会を開催。岩手県政策地域部政策推進室 熊谷正信様より「岩手県における人口減少の現状、課題と対応について」、岩手県商工労働観光部経営支援課 高橋総括課長様からは「平成27年度の県の経営支援施策について」と題して、本県の人口減少の実態、地域経済等への影響、県が策定した人口ビジョンや総合戦略の内容、具体的な支援施策等についてご講演いただいた。

講習会終了後は交流会を開催し、参加者同士の交流により情報交換が活発に行われるなど、盛会裏に終了した。

○新役員（理事9名、監事2名）は以下の通り。

役職	氏名	所属	再/新
会長	佐藤 康	岩手塾～岩手を学ぶ会～	再任
副会長	松田 隆二	岩手県塗装(工業)青年部会	再任
副会長	高橋 誠	岩手県電気工事業(工業)青年部	新任
理事	藤村 卓也	岩手県青年醸友会	再任
理事	松田 和秀	岩手県農業機械商業(協)青年部会	再任
理事	市川 雅得	岩手県機械金属工業(協連)青年部連絡協議会	再任
理事	井上 一彦	岩手県自動車車体整備(協)青年部会	新任
理事	目時 孝彦	盛岡卸センター経営研究会	新任
理事	佐々木 大	盛岡市肴町(商振)青年部4S会	新任
監事	菊池 崇	遠野すずらん振興(協)青年部	再任
監事	八重樫 芳孝	北上水道組合青年部	新任



第20回岩手県中小企業組合士会通常総会開催

岩手県中小企業組合士会（会員 54 人）の第 20 回通常総会が、7 月 24 日盛岡市のいわて県民情報交流センター「アイーナ」にて開催され、提出議案すべて原案どおり可決承認された。

平成 26 年度の事業報告では、昨年 10 月に本県組合士会が幹事となり遠野市の「あえりあ遠野」を会場に開催した「東北・北海道ブロック中小企業組合士研修交流会」（参加者 62 名）について、他県から多数の組合士の参加を得て、交流を深めることができたことなどの報告がされた。

今年度の事業計画では、引き続き組合士制度の普及に努めるとともに、組合士の地位向上と身分の安定を目指し、会員相互の連携促進と個々の資質向上を図ることを計画に盛り込み活動をする事とした。

また、去る 6 月 19 日東京都で開催された全国中小企業組合士協会連合会通常総会に於いて、佐々木典子氏（江刺上下水道工事業協同組合）と及川久二子氏（元奥州市下水道協同組合）が優良組合士表彰を受賞されたことから、本総会の場で、似内会長から表彰状の伝達を行った。

その後、組合士交流会を開催し、「中小企業の支援策について」をテーマに株式会社商工組合中央金庫盛岡支店・支店長長野孝昭様にご講演をいただいた。講演では、戦後からこれまでの中小企業を支援する法制度・政策の流れや、中小企業白書 2015 年度版の概要、そして、講師の全国中央会への出向時代の裏話など貴重なお話を聞くことができた。

組合士交流会終了後は、会場を移し懇親会を開催。所属する組合での活動状況等、出席者間の情報交換が行なわれた。



総会の様子

「いわて食料産業クラスター協議会 平成 27 年度通常総会を開催」

7 月 27 日(月)に盛岡市のホテルルイズにて、「いわて食料産業クラスター協議会」の平成 27 年度第 1 回理事会・通常総会を開催した。

総会は、来賓として岩手県農林水産部流通課 伊藤仁総括課長、地方独立行政法人岩手県工業技術センター 伊藤良仁技術支援部長のご臨席の下、会員 20 人(委任状を含む。)が出席。議事は、全 6 議案が原案通り満場一致により可決決定。

総会終了後は、日本政策金融公庫 農林水産事業本部 情報企画部情報企画グループ 上席グループリーダー代理 藤嶋吉宏氏、同公庫 盛岡支店 農業食品第二課 上席課長代理 鈴木忍氏を講師に迎え、「食品産業動向調査の結果について」をテーマとして、当公庫が実施した「食品産業動向調査」の結果を基に、消費者の食に関する志向や食品製造業の景況感、国産の農林水産物の利用・調達状況、食品製造業における HACCP の導入状況についての研修会を開催し、最新の業界及び消費者動向に対して理解を深めた。研修会終了後、懇親会を開催し、会員相互の交流と親睦が図られ、盛会裡に終了した。



通常総会開催風景



「6次産業化関連制度等普及セミナー・移動相談会を開催」

本会及び岩手県農林水産部流通課に共同設置する「いわて6次産業化支援センター」では、本県における6次産業化の推進と制度等の普及及び支援事業活用促進のため、7月24日（金）に宮古市の宮古地区合同庁舎（出席者8名）、7月29日（水）に釜石市の岩手県水産技術センター（出席者10名）、大船渡市の大船渡地区合同庁舎（4名）の3地区において、「6次産業化制度等普及セミナー及び個別相談会」を開催した。

セミナーでは、東北農政局盛岡・奥州地域センターの各担当職員より、本年度の6次産業化支援制度の概要及び総合化事業計画の作成上の留意点並びに補助事業の改正点等について説明頂いた。

次いで、岩手県農林水産部流通課担当職員より、県の6次産業化支援方針について説明いただいた後に、本会から「いわて6次産業化支援センターの事業概要」について説明を行った。

また、相談会では、6次産業化の進め方や加工製品を販売する際の表示に関する相談等に対し、留意点等について助言を行った。



セミナー開催風景（釜石会場）



個別相談会風景（釜石会場）

平成27年度被災地域企業新事業ハンズオン支援事業の採択結果公表（復興庁） ～本県は、会員2組合を含む4事業所（4事業）が採択～

復興庁では、被災地域における新産業の創出につながる新たな事業（新商品開発、販路拡大、既存商品の付加価値化・生産効率化等）を対象に、その事業化に向けハンズオン支援を実施している。今年度分は、6月30日締切で支援対象案件を公募し、第三者委員会による審査の結果、本県の2会員組合を含む4事業（全国では15事業）が採択された。

「ハンズオン（hands' on）」とは、支援対象企業に訪問・面談し、直接かつきめ細やかな支援を行うものであり、主な支援内容としては、被災地域で新商品開発など新たな事業にチャレンジする企業を、民間企業出身の職員や専門家が単なるアドバイスに止まらず、企画書の作成、調査の実施、テスト販売の実施、展示会の出展費用の一部負担など具体的に支援（ハンズオン支援）を行う。

◎詳しくは復興庁のURL（<http://www.reconstruction.go.jp/topics/001201.html>）を参照下さい。

No.	事業名	市町名	主たる事業主体	事業概要
1	健康機能性アカモク産業化事業	山田町	岩手アカモク生産協同組合	海藻アカモクが有する健康機能性成分の効果等による需要拡大に応え、生産能力増大・素材供給体制を構築する
2	伝統的工芸品「岩谷堂箆笥」の製造技術を活用した「岩谷堂くらしな」製品の生産・販売体制検討事業	奥州市	岩谷堂箆笥生産協同組合	箆笥の製造技術を活用した生活雑貨小物等の事業拡大に向け、生産・ブランディング・販路開拓の事業化体制を策定する
3	三陸産原材料を活かした新商品開発・販路開拓事業	大船渡市	森下水産(株)	BtoB ビジネスから新たな販売チャネルの構築に向け、顧客ニーズに基づく新商品開発プロセスの確立と試作商品開発を実施する
4	販路回復・拡大のための衛生管理マネジメント構築事業	大船渡市	サンコー食品(株)	誇りある地元食材をより安全・安心に届けるため、衛生管理・品質管理マネジメントの仕組みづくりと社内実施体制を構築する

～ 会 員 情 報 ～

三陸サイコー商店会がグランドオープン「復興祭」開催
～全9事業所が本設店舗で営業再開～

三陸サイコー商店会協同組合（葛西 祥也 理事長）

当組合は、大船渡市三陸町の仮設商店街である「浦浜サイコー商店会」を母体に、グループ補助金の活用による本設移転を目指して組合を設立。平成26年3月にグループ補助金の採択を受け、本設予定地への移転準備を進めてきた。本年3月には、本設移転先のコミュニティ活動の中心となる共同施設「みんな館」が完成するとともに、各事業所の本設建設も4月中旬以降順次完了し、7月7日に最後の店舗移転を完了。仮設商店街としては、県内初となる本設移転である。当組合では、これを記念し7月12日（日）、グランドオープンイベント「三陸サイコー復興祭」を盛大に挙行。当日は、葛西理事長挨拶の後、各店舗による屋台や特売サービスのほか餅まき、ミニライブ、浦浜念仏剣舞等の伝統芸能、大道芸、民謡等、多くのイベントが行われ、会場を盛り上げた。葛西理事長は、「本設はゴールではなく、今後は各種イベント等により、商店街の賑わいを取り戻し、地域密着型の商店街として、地域コミュニティの拠点を目指したい。」と意気込む。



葛西理事長の主催者挨拶



餅まきの様子

夏まつり「肴町ちびっこ王国」開催

盛岡市肴町（商振）（豊岡 卓司 理事長）

7月12日（日）、夏まつり恒例イベントの「肴町ちびっこ王国」（27回目）が肴町のホットラインストリートで開催されました。子どもが主役の「ちびっこ王国」では、売る人（ちびっこ商人）も買う人も子ども。ちびっこ商人は事前に募集した子供が売り子となって、日頃とは逆の立場の「商人体験」を楽しみ学んだほか、会場では、かき氷、射的、ヨーヨーすくい、金魚すくい、輪投げなどなど、お馴染みの縁日コーナーがあり、当日は、たくさんの親子連れで賑わいました。



ちびっこ商人たちの「かき氷」コーナー

平成27年度高年齢者雇用安定助成金のご案内

厚生労働省では、高年齢者の雇用の安定を図ることを目的として、高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施する事業主に対して「高年齢者雇用安定助成金」を支給しているのので、概要を紹介します。

1. 高年齢者の活用促進のための措置の実施

- 新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場または職務の創出
- 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善による高年齢者が就労の機会の拡大
- 高年齢者の就労の機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し
- 定年の引上げ ・ 定年の定め廃止 ・ 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

2. 助成額

本助成金の支給額は、環境整備計画の期間内にかかった支給対象経費に、2/3（中小企業以外は1/2）を乗じて得た額が支給されます。ただし、支給申請日の前日において当該事業主に1年以上雇用される60歳以上の雇用保険被保険者のうち、支給対象となる高年齢者活用促進の措置の対象となる者の数に20万円（注①）を乗じて得た額（その額が1,000万円を超える場合は1,000万円）を上限とします。

※注①：建設、製造、医療、保育又は介護の分野に係る事業を営む事業主の場合は、本年4月10日付けで30万円に引上げられました。さらに、雇用環境整備計画のうち、・70歳以上への定年の引上げ・定年の定め廃止・65歳以上への定年の引上げ及び希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度のいずれかの措置の実施について、注①の事業を営む事業主の場合は、現行の「70歳以上」を「67歳以上」へ本年4月10日付けで要件緩和されました。

◎お問い合わせ先及び計画書の提出先：（独法）高齡・障害・求職者雇用支援機構岩手支部 高齡・障害者業務課

TEL：019-654-2081 FAX：019-654-2082 ※詳細は、以下の同機構ホームページを参照下さい。

http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/subsidy_sokusin.html

平成 27 年度全国中央会助成事業（第 3 回）募集のお知らせ

このたび全国中央会では、「平成 27 年度中小企業組合等活路開拓調査・実現化事業」の第 3 回募集を下記のとおり行っております。本事業は、環境変化等に対応するため、単独では解決困難な諸テーマ（新たな活路開拓・付加価値の創造、既存事業分野の活力向上・新陳代謝、情報化の促進、技術・技能の継承、海外展開戦略、各種リスク対策等）について、中小企業が連携して改善・解決を目指すプロジェクトを支援するものです。

本事業への応募は、全国中央会へ直接提出するものですが、本会では、多くの会員組合の助成希望が受け入れられるよう、その計画書作成等の支援を行いますので、**応募に際しては、事前に本会へご相談下さい。**

1. 募集助成事業の種類等について

- (1) 中小企業組合等活路開拓事業（展示会等出展事業含む）
- (2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

2. 補助対象者

中小企業組合（事業協同組合、商工組合、企業組合等）、一般社団法人など

3. 補助率：補助対象経費の 10 分の 6 以内

※各事業の事業趣旨、対象テーマ等、補助対象経費、補助金額等事業内容等の詳細は、全国中央会のホームページの「各事業募集要綱」をご参照ください。

4. 募集期間 平成 27 年 7 月 22 日(水)～平成 27 年 9 月 29 日(火)

- ①第 1 次締切：平成 27 年 8 月 25 日(火)（全国中央会に必着）
- ②第 2 次締切：平成 27 年 9 月 29 日(火)（全国中央会に必着）

※第 1 次締切までに応募された案件で基準を満たしたのから順次採択し、予算枠に達した時点で終了。

5. 募集要綱及び応募書類について

「募集要綱及び応募書類(様式)」は、全国中央会のホームページからダウンロードすることが出来ます。

ダウンロードページの URL：<http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/27katsuro-project.htm>

◎ お問い合わせ先：本会連携支援部 担当：青木まで。【TEL：019-624-1363 FAX：019-624-1266】

消費税転嫁対策窓口相談等事業のお知らせ

本会では、消費税率の引き上げや制度変更に対する円滑な対応を図ることを目的に、平成 25 年 6 月より「消費税転嫁対策相談窓口」及び専門家派遣事業等を実施していますので、お気軽にご相談活用下さい。（相談等に伴う参加料は、無料です。）

1. 個別相談窓口設置事業（今年度は 6 月から開始）

本会事務所に「消費税個別相談窓口」を設置し、中小企業組合から寄せられる消費税率の引上げや制度改正等によって生じる個別課題等に対して、指導員及び専門家が対応します。

窓口は、担当指導員が常に対応することとし、専門的な相談内容については特定日（月 4 回程度ずつ）を決めて直接専門家が対応します。特定日は別途、文書にてお知らせします。

2. 専門家派遣事業（今年度は 7 月から開始）

消費税率の引上げやそれに伴う制度改正等によって生じる個別の課題に対応するため、専門家の個別指導を受けることを希望する組合及び組合員への専門家の派遣を下記により行うことといたしました。

なお、専門家派遣の詳細は、7 月 27 日付（27 岩中発第 230 号）文書にて会員組合様宛にご案内していますので、ご参照下さい。

①派遣期間：平成 28 年 1 月 15 日まで

②費用：無料（※専門家派遣に係る費用（謝金・旅費）を本会から専門家にお支払いさせていただきます。
なお、会議室等を借りて相談を行う場合の会議室借料等はお相談者のご負担となります。）

③申込方法：所定の申込書（「専門家派遣依頼書」）に希望派遣日時等の必要事項をご記入の上、**FAX または郵送**にて本会宛にお申し込みください。※派遣する専門家の方との日程調整が必要となる場合がありますので、お早めにお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

④お申込み・お問い合わせ先

本会連携支援部 担当：中居まで。〒020-0878 盛岡市肴町4番5号 岩手酒類卸(株)ビル2F

【TEL：019-624-1363 FAX：019-624-1266】



中小企業組合士とは —中小企業組合検定試験のご案内—

中小企業組合士とは…

中小企業組合検定試験に合格し、組合等での実務経験が3年以上ある方に与えられる称号である。検定試験の内容は、事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的、実務的知識について行われる。

現在、全国で3,110名(平成27年6月1日現在)の方が、中小企業組合士として組合はもちろん、商工組合中央金庫等それぞれの分野で活躍している。組合士は組合運営のエキスパートである。

組合役職員の方へ

いま、中小企業組合はガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要である。中小企業組合士は組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々すべてに挑戦していただきたい資格である。

【平成27年度中小企業組合検定試験概要】

■ 試験科目 「組合会計」「組合制度」「組合運営」

一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。

■ 試験日 平成27年12月6日(日)

■ 試験地 札幌、青森、仙台、秋田、郡山、さいたま、東京ほか

■ 受験料 5,000円(一部科目免除者は3,000円)

■ 受験申込 本会統括管理部(Tel019-624-1363)までご連絡下さい。

■ 願書受付期間 平成27年9月1日(火)～10月15日(木)

■ 合格発表 平成28年3月1日(火)

※ 当試験に係り、本会では組合士の育成と受験対策を兼ねた「組合士養成講習会」を開催の予定です。後日、開催案内文を発送するので、広くご参加下さい。(担当：統括管理部)

『業務災害補償制度』ご加入のお勧め(全国中央会)

本会では、中小企業支援の一環として会員組合並びに傘下事業所における労災への十分な備えのため、全国中小企業団体中央会で実施している『業務災害補償制度』の普及促進を図っております。

つきましては、『業務災害補償制度』の業務を委託しております提携保険会社の担当者が本補償制度のご説明とご加入のお勧めについてお伺いすることがありますので、その節は何卒宜しくご引見の上、ご高配いただきますようお願い申し上げます。

業務災害補償制度の特徴※1

1. 補償内容：①傷害補償

従業員の就業中のケガに対する補償(入院、通院、長期療養、死亡等)

②使用者賠償責任

労働災害における事業者側の損害賠償責任を補償

2. 全国中央会のスケールメリットを生かした割安な掛金を実現(「団体割引」適用)

3. 売上高をもとにした保険料設定(従業員の入れ替わり、人数の変動による手続きが不要) (短期労働者やパート・アルバイトも包括補償)

4. 業務中のケガについては、労災保険の給付決定を待たずに迅速に保険金を給付

※1：保険料・割引率・補償内容等は、各保険会社及び契約内容により異なります。

詳細につきましては、取扱い各社にお問い合わせ下さい。

取扱保険会社 本制度の提携保険会社は次の5社です(順不同)。

●東京海上日動火災保険株式会社

●損害保険ジャパン日本興亜損害保険株式会社

●三井住友火災海上保険株式会社

●あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●富士火災海上保険株式会社

※お問い合わせ先：本会統括管理部 Tel019-624-1363



情報連絡員レポート

景況は予断を許さない状況(平成 27 年 6 月)

〈全体の概要〉

円安に伴うコスト高や天候不順による品不足に伴い、卸売業を中心に非製造業では売価の値上げ傾向が出てきている一方、製造業では、円安・コスト高対応等に伴う物価上昇分の価格転嫁が進んでおらず、内需収縮の状況下でコスト上昇分を補てんするに足る十分な値上げは難しいのが実態である。今後は、円相場の影響や海外市場の動向によっては、中小企業の景況観も失速する可能性もあり、依然として予断を許さない状況にある。

◆ 漬物製造業

野菜の高騰で売上は好調だったが、浅漬は利益が伴わず、古漬は原材料確保に不安があった。

◆ めん類製造業

本格的な麺の需要期になったが、例年より遅い梅雨入りと低温気味の天候で消費は鈍い。

◆ 木材チップ製造業

チップ価格は値上がりしたが、木質バイオマス電力用の針葉樹原木価格との格差はまだ大きく、原木調達が十分ではない。

◆ 印刷業

選挙関係で一部動きがあるが、夏場は下降傾向。

◆ 鉄鉄铸件製造業

国内売上は東アジアの観光客やバイヤーの爆買により大幅アップしたが、輸出量は円安等で減少。

◆ 金属製品製造業

売上微増、利益・操業度も若干改善した。採用状況も業界全体として良くなっている感がある。

◆ 一般機械器具製造業

受注量は増加傾向にあるが、得意先別により開きがある。

◆ 野菜果実卸売業

野菜・果実とも単価の高値傾向は収束。地場産の野菜類が出回り、産直施設が脅威となる。

◆ 化粧品小売業

好天に恵まれ夏物商材が順調に売れている。

◆ 各種商品小売業

プレミアム商品券の売上を期待したが、食料品購入に充てられ、期待通りの効果は得られず。

◆ 野菜・果実小売業

入荷量は微減状況が続き、高値となっている。また、食材納入分野でも低迷が続いており、観光集客も伸び悩んでいる。

◆ 商店街(盛岡市)

イベントが好調で集客・売上伸びた。修学旅行生やJR企画の影響も大きかった。

◆ 旅館業

低調な状況が続いているが、中高年層の旅行者が見られるようになった。

◆ 建物サービス業

僅かながら明るい兆しが見えるが、人手不足による人件費の増加や資材の値上げ等好転していない。

◆ 自動車整備業

売上がやや上向いたが、部品・資材等経費の上昇もあり、収益の増加に結びついていない。

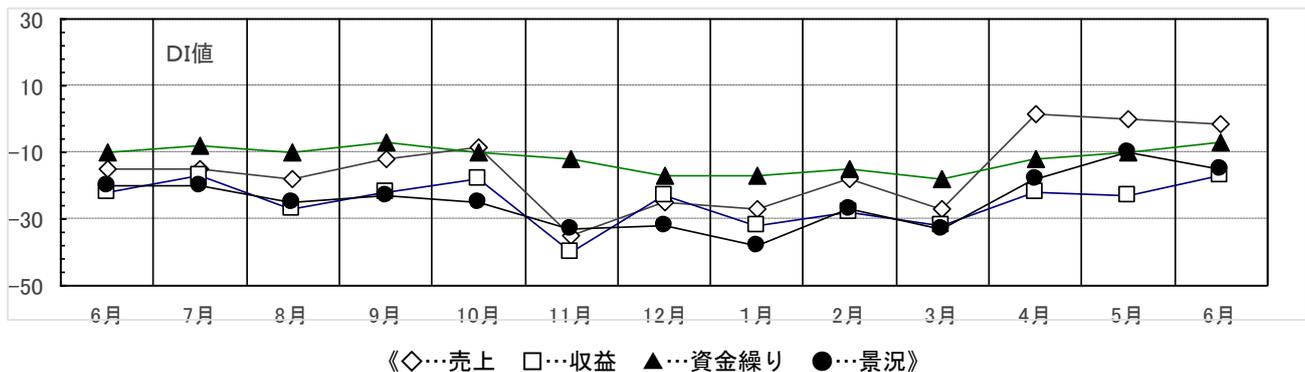
◆ 土木工事業

大型物件等まとまった数字が出ているが、配車に余分な経費が掛かり収益が伸びない状況。

◆ 一般乗用旅客自動車運送業

売上の増減が読めず、先が見通せない状況にある。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比DIの推移グラフ (H26年6月~H27年6月) ●



※DI値=Diffusion index の略:「良い」と答えた企業から「悪い」と答えた企業の割合を引いた指数。数値が高いほど好景気。



第 67 回中小企業団体全国大会 (沖縄大会) 及び本会創立 60 周年記念ツアーのご案内

- 1. 大会開催日時：平成 27 年 11 月 20 日 (金) 13 時 00 分～16 時 30 分
- 2. 大会開催場所：沖縄コンベンションセンター(沖縄県宜野湾市真志喜 4-3-1) (TEL：098-898-3000)

3. ツアーの参加費用

(1) ツアー参加の方

- ①シングルご利用：お一人様 171,000円 (ツインルームのシングル利用)
- ②ツインご利用：お一人様 155,000円

※)盛岡駅発着の場合の概算金額です。

また、ツアーの参加費用には、大会参加費・飲食費・施設見学費等が含まれております。

(2) 一般参加(大会のみ)の方 お一人様 6,000円 (大会参加費)

4. ツアー日程：平成 27 年 11 月 19 日 (木)～22 日 (日) (3泊 4日コース)

※) 詳細は、会報 7 月号 p16 の「中央会からのお知らせ」コーナー又は 6 月 25 日付 (27 岩中発第 172 号) 文書にてご案内していますので、ご参照ください。(※旅程は一部変更になる場合があります。)

お問い合わせは、担当：企画振興部 菅原まで。

本会創立 60 周年記念式典の開催について

- ◆開催日時：平成 27 年 12 月 15 日 (火) 14:00～
- ◆開催場所：「ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング」4 階メトロポリタンホール
盛岡市盛岡駅前北通 2-27 TEL 019-625-1211 (代)
- ◆内 容：表彰・記念講演・祝賀会 ※詳細につきましては、別途ご案内いたします。
※お問い合わせ先：企画振興部 (TEL:019-624-1363)

◆主要日誌◆ (7月1日～ 7月31日)

◎中央会主催事業

- 7/3 ものづくり補助金 2 次公募説明会
- 7/8 地区別懇談会 (盛岡地区 (商業))
- 〃 地元企業を知ろうプロジェクト in 岩手県立大
- 7/9 地区別懇談会 (盛岡地区 (工業))
- 7/10 第 2 回いわて就職マッチング 2016
- 7/14 地区別懇談会 (宮古地区)
- 7/15 地区別懇談会 (久慈地区)
- 7/17 青年中央会通常総会
- 7/21 地区別懇談会 (釜石地区)
- 7/22 地区別懇談会 (気仙地区)
- 7/23 いわてキラリ企業バスツアー
- 7/24 地区別懇談会 (花北地区)
- 〃 中小企業組合士会通常総会
- 7/28 地区別懇談会 (二戸地区)

- 7/29 地区別懇談会 (県南地区)
- 7/30 市町村ネットワーク会議
・消費税転嫁対策専門家無料相談日
(7/22、24、29、31)

◎ 関係機関・団体主催行事への出席等

- 7/6 いわての物産展等実行委員会総会
- 7/7 岩手地方最低賃金審議会
- 7/12 佐藤義正氏県勢功労者受賞祝賀会
- 7/13 いわて 6 次産業企業化促進事業に係る審査
- 7/16 高齢・障害・求職者雇用支援機構運営協議会
- 7/22 岩手県生活衛生営業指導センター理事会
- 7/23 いわて定住・交流促進連絡協議会
- 7/24 貸付審査委員会
- 7/27 グループ補助金審査会
- 7/28 岩手新卒者就職・採用応援本部 第 1 回会議